答 弁 第 三 八 号平成十四年三月八日受領

内閣衆質一五四第三八号

平成十四年三月八日

内閣総理大臣 小 泉 純 郎

衆 議 院 議 長 綿 貫 民 輔 殿

衆議院議員長妻昭君提出鈴木宗男衆議院議員を総理特使に任命した小泉純一 郎総理大臣の責任等に関する

質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員長妻昭君提出鈴木宗男衆議院議員を総理特使に任命した小泉純一郎総理大臣の責任等に関

する質問に対する答弁書

一について

小泉内閣総理大臣は、 鈴木宗男衆議院議員(以下「鈴木議員」という。)を平成十三年十月及び本年一

月の二度にわたりタジキスタン共和国へ総理特使として派遣したこと(以下「本件派遣」という。)につ

いては、 衆議院議員長妻昭君提出鈴木宗男衆議院議員を総理特使に任命した経緯等に関する質問に対する

答弁書 (平成十四年三月一日内閣衆質一五四第三三号。 以 下 「前回答弁書」という。) 八から一一までに

ついてで述べた派遣の経緯等に照らし、 現時点においても、 問題はなかったと考えている。

一について

御指摘の 「不自然に権力を持ちすぎているということ」がどのような状態を指すのか必ずしも明らかで

は ないが、 小泉内閣総理大臣は、本年三月四日に外務省が公表した「北方四島住民支援に関する調査結果

報告書」 (以下「報告書」という。) に指摘されているような鈴木議員と外務省との関係については承知

していなかった。

\_

# 三及び四について

御指摘の 「不自然なまでの権力を増長させること」がどのようなことを指すのか必ずしも明らかではな

41 が、 小泉内閣総理大臣は、 本件派遣については、一についてで述べたとおり問題がないから、このこと

が報告書に指摘されているような鈴木議員と外務省との関係に結び付いたとは考えていない。

## 五について

総理特使の派遣の要否及びその選任については、 当該外交問題の性質等を踏まえて判断されるものであ

り、「本人の申し出」のみによって決定されるものではない。

## 六について

平成九年三月から本年二月までの間の総理特使の派遣のうち、外務省が把握し得たものの氏名、 派遣先、

派遣期間、派遣目的及び派遣当時の内閣は、別表のとおりである。

#### 七について

外務省において限られた期間で可能な調査を行ったが、 少なくとも過去五年間においては、 お尋ねのよ

うな事例は見当たらなかった。

#### 八について

タジキスタン共和国に約三か月間に二度総理特使を派遣したのは、 前回答弁書八から一一までについて

で述べたとおり、それぞれについて派遣の必要性が認められたことによる。

#### 九について

外務省において限られた期間で可能な調査を行ったが、少なくとも過去五年間においては、 橋本内閣に

おける平林博内閣外政審議室長及び高村正彦外務政務次官の事例、 小泉内閣における森喜朗前内閣総理大

臣の事例がある。

# 一〇について

外務省は、 本件派遣については、 前回答弁書八から一一までについてで述べた派遣の経緯等に照らし、

現時点においても、問題はなかったと考えている。

	締約国会議(COP3)の成功に向けた働き掛けの		ン、アラブ首長	
	いて提案を行うため及び気候変動枠組条約第三回	から十八日まで	タル、バハレー	
橋本内閣	日·湾岸協力理事会 (GCC) 二十一世紀協力につ	平成九年十一月七日	クウェイト、カ	平林博内閣外政審議室長
	成功に向けた働き掛けのため	から六日まで	国	
橋本内閣	気候変動枠組条約第三回締約国会議(COP3)の	平成九年十一月三日	アメリカ合衆	高村正彦外務政務次官
				題担当大使
	成功に向けた働き掛けのため	から三日まで		·経済担当兼地球環境問
橋本内閣	気候変動枠組条約第三回締約国会議(COP3)の	平成九年十一月一日	イタリア	田邊敏明外務省国際貿易
		及び十四日		
橋本内閣	マザーテレサ国葬参列のため	平成九年九月十三日	インド	土井たか子前衆議院議長
	え意見交換を行うため	日から二十七日まで		王国駐箚特命全権大使
橋本内閣	カンボディアの内政に対する国際社会の懸念を伝	平成九年六月二十五	カンボディア	今川幸夫元カンボディア
	主化努力に対する働き掛けを強化するため			
	ことが決定したことを踏まえ、ミャンマー政府の民	から十三日まで		
橋本内閣	ミャンマーが平成九年七月にASEANに加盟する	平成九年六月十一日	ミャンマー	平林博内閣外政審議室長
			和国	
	の協力について話し合うため	から二十三日まで	バ、ドミニカ共	
橋本内閣	在ペルー日本国大使公邸人質事件の平和的解決へ	平成九年三月十七日	ペルー、キュー	高村正彦外務政務次官
	のため	ら七日まで	ア	
橋本内閣	二国間関係及び中東和平問題についての意見交換	平成九年三月二日か	レバノン、シリ	平林博内閣外政審議室長
派遣当時の内閣	派遣目的	派遣期間	派遣先	氏 名(役職は派遣当時)

		で		
		七日から二月三日ま	ル	補
森内閣	森総理のアフリカ訪問の成果を伝達するため	平成十三年一月二十	ガーナ、セネガ	浦部和好内閣官房副長官
		六日から二十日まで	ビア	臣
森内閣	第七回国際エネルギーフォーラム出席のため	平成十二年十一月十	サウディ・アラ	橋本龍太郎元内閣総理大
		日から二十二日まで		
森内閣	二国間関係の強化のため	平成十二年八月二十	スリ・ランカ	野呂田芳成衆議院議員
		から六日まで		
小渕内閣	プーチン大統領代行との会談のため	平成十二年四月三日	ロシア	鈴木宗男衆議院議員
	のため	から十四日まで	ジェリア	
小渕内閣	包括的核実験禁止条約 (CTBT)の早期批准要請	平成十二年二月八日	エジプト、アル	高村正彦前外務大臣
	のため	日から六日まで	7	長
小渕内閣	二国間関係及び中東和平問題についての意見交換	平成十一年十二月二	レバノン、シリ	登誠一郎内閣外政審議室
	のため	日から二十一日まで	ア、タンザニア	
小渕内閣	ユネスコ事務局長選挙に関する我が国への支持要請	平成十一年八月十六	ウガンダ、ケニ	鈴木宗男内閣官房副長官
	成功に向けた働き掛けのため	日から十六日まで	ス	
橋本内閣	気候変動枠組条約第三回締約国会議(COP3)の	平成九年十一月十二	ドイツ、フラン	山本公一環境政務次官
	成功に向けた働き掛けのため	日及び十二日	ランダ	官
橋本内閣	気候変動枠組条約第三回締約国会議 (COP3)の	平成九年十一月十一	連合王国、オ	遠藤武彦通商産業政務次
	成功に向けた働き掛けのため	日から二十日まで		
橋本内閣	気候変動枠組条約第三回締約国会議(COP3)の	平成九年十一月十五	タンザニア	黒河内康外務省参与
			ン、インド	
_	<b> </b> ため		国連邦、オマー	

	開設レセプション出席のため			
	年記念のため及び在タジキスタン日本国大使館の			
	め、我が国とタジキスタンとの外交関係樹立十周	日及び十六日		
小泉内閣	アフガニスタン復興支援国際会議への協力要請のた	平成十四年一月十五	タジキスタン	鈴木宗男衆議院議員
-	. ·	日から十七日まで		
小泉内閣	アフガニスタン復興支援国際会議への協力要請のた	平成十四年一月十四	ウズベキスタン	森喜朗前内閣総理大臣
	係を増進するため			
	D)閣僚レベル会合への協力に謝意を表明し友好関		ル、マリ	
	平成十三年十二月のアフリカ開発会議 (TICA	から二十日まで	ーン、セネガ	官
小泉内閣	コロール・バベルタオブ橋の完成式典出席のため及び	平成十四年一月十日	パラオ、カメル	山口泰明前外務大臣政務
	意見交換のため	八日から三十日まで		
小泉内閣	米国の同時多発テロ事件を含む国際情勢について	平成十三年十月二十	インド	森喜朗前内閣総理大臣
		から十二日まで	国	
小泉内閣	マンスフィールド米国元駐日大使の葬儀出席のため	平成十三年十月九日	アメリカ合衆	池田行彦元外務大臣
	ける同時多発テロ事件を受けた意見交換のため	から十一日まで	ブ首長国連邦	臣
小泉内閣	スエズ運河架橋完成式典出席のため及び米国にお	平成十三年十月七日	エジプト、アラ	橋本龍太郎元内閣総理大
	携の確認及び難民対策に関する意見交換のため	及び八日		
小泉内閣	米国における同時多発テロ事件に対する国際的連	平成十三年十月七日	タジキスタン	鈴木宗男衆議院議員
	携を働き掛けるため	日から十月五日まで	ィ・アラビア	
小泉内閣	米国における同時多発テロ事件に対する国際的連	平成十三年九月三十	イラン、サウデ	髙村正彦元外務大臣